

日本ヘルスケアプラットフォームシステム利用規約

一般社団法人日本ヘルスケアプラットフォーム（以下「当法人」といいます。）は、日本ヘルスケアプラットフォームシステム利用規約（以下「本規約」といいます。）の条件に従い、本サービス（第1条で定義します。）を提供します。

第1条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。

（1）「本サービス」

当法人が運営し、提供する以下のサービスをいいます。

- ア 紹介統合 WEB システム
- イ 統合カルテ
- ウ 転院調整・空床管理システム
- エ 地域共通デジタル診察券

（2）「本システム」

本サービスを提供する為に必要となるハードウェア及びソフトウェアの総称をいいます。

（3）「利用者」

本サービスの利用を当法人に申込み、ID・パスワードを発行された施設をいいます。

（4）「申込書」

当法人所定の「日本ヘルスケアプラットフォームシステム利用申込書」をいいます。

（5）「患者等」

利用者である医療機関及び施設において診療を受ける患者及びサービスを受ける者をいいます。

第2条（適用）

本規約は、利用者による本サービスの利用全てに適用されます。利用者が本サービスを利用するためには、本規約を遵守するものとします。

第3条（申込と本サービス提供契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する利用者は、利用申込書に必要事項を記入した上、当法人若しくは当法人の代理店（以下「代理店」といいます。）に提出する方法で、本サービスの利用を申し込みます。
2. 申込書の受領後、当法人若しくは代理店が ID、パスワードを発行した時点で、本サービスの提供契約が成立するものとします（以下、本サービスの提供契約を「本契約」といいます。）。

第4条（本サービスの中断又は停止）

1. 当法人は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断又は停止することがあります。この場合、理由の如何を問わず、利用者又は第三者に生じた損害、不利益について、

何ら責を負わないものとします。

- (1) 定期的な点検及び補修を行う場合
 - (2) 地震、停電、天災その他の不可抗力事由が生じた場合
 - (3) 通信回線が利用不能となった場合
 - (4) 本システムを構成するハードウェア又はソフトウェアに障害、不具合等が発見された場合
 - (5) 本システムが第三者から不正アクセスを受けた場合（コンピュータウィルスによる攻撃を受けた場合を含みます。）
 - (6) 利用者の承諾を得た場合
 - (7) その他やむを得ない緊急の事態が生じた場合
2. 前項第 1 号の場合に限り、当法人又は代理店から利用者に中断の 7 日前までに事前通知を行います。
 3. 本システムが中断又は停止した場合、当法人又は代理店は、遅滞なく、利用者の担当者に通知するか、若しくは、当法人が運営するウェブサイトに掲載するものとします。
 4. 本システムが第三者から不正アクセスを受けた、又は、その可能性がある場合、当法人又は代理店は遅滞なく利用者へ通知し、不正アクセスの影響につき、当法人の責任において調査を行います。

第 5 条（本サービスの終了）

当法人は、利用者に対し、本サービスの終了日の 3 ヶ月前に通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。この場合、当法人は、利用者又は第三者に生じた損害、不利益について、何ら責を負わないものとします。

第 6 条（サービス利用料及び支払い）

1. 本サービスの利用に関する料金（以下、「サービス利用料」といいます。）は、申込書の利用条件に定めるものとします。
2. サービス利用料は、当法人から利用者に対し請求するものとし、当法人は、利用開始日（当法人若しくは代理店が ID、パスワードを発行した日をいいます。）から 10 営業日以内に初回利用料を記載した請求書を利用者へ発送するものとします。
3. 利用者は、当法人の指定銀行口座に、サービス利用料に関する請求書を受領した日が属する月の翌月末日（当該日が銀行休業日の場合はその前営業日とします。）までに請求額の全額を振り込むものとします。なお、当該振り込みに要する費用は、利用者が負担とするものとします。

第 7 条（ID 等の管理）

1. 当法人は、利用者に対し、本契約の締結後、速やかに本サービスを利用する為の ID、パスワードを発行します。
2. 利用者は、ID、パスワードの管理について善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。万一 ID、パスワードの情報が漏えいすることで第三者に不正利用された場合でも、

当法人は一切の責を負わないものとします。また、利用者に貸与された ID、パスワードを利用した操作は、すべて利用者が操作したものとみなします。

3. 利用者は、本サービスを利用する担当者が変更になった場合、当法人に通知するとともに、必ず、パスワードを変更しなければならないものとします。

第 8 条（環境設定等）

1. 本サービスを利用する為に必要な端末及び通信回線の準備、手配、購入及び設定（ウィルス感染の防止対策等、セキュリティ対策を含みます。）は利用者の責任と費用で用意するものとします。
2. 当法人は、利用者が本サービスを利用するうえで必要となる本システム上の環境設定、操作説明（導入時の 1 回のみ）を行います。

第 9 条（個人情報の取り扱い）

1. 当法人は、本サービスでの個人情報の取り扱いに関し、当法人が別途定める「一般社団法人日本ヘルスケアプラットフォームの事業への参加における個人情報の取り扱いについて」に従うものとします。
2. 利用者は、「一般社団法人日本ヘルスケアプラットフォームの事業への参加における個人情報の取り扱いについて」を院内（施設内）に掲示し、各医療機関及び施設の患者等に示して、患者等の同意を得るものとします。

第 10 条（取得情報の利用）

1. 当法人は、本サービスを利用したデータを匿名加工したうえで、次の目的のために収集、利用、第三者提供を行うことがあります。
 - （1）本サービスのバージョンアップ
 - （2）大学、研究機関等並びに病院等医療機関での研究
 - （3）国又は地方自治体等、公共団体の医療・福祉施策企画立案
2. 当法人は、データのうち個人を直接特定可能な項目（氏名等）を削除する方法で匿名加工を実施します。
3. 当法人は、適切な情報管理責任者を選任し、匿名加工後データの管理及び匿名加工等を取り扱う役員及び従業員等に対し、個人情報保護法、及び社内規定に基づく安全管理措置が遂行されるよう監督を行います。

第 11 条（保守及びサポート）

当法人は、以下のとおり本サービスの保守及び利用者へのサポートを当法人窓口営業時間内に限り提供するものとします。なお、利用者から依頼された保守及びサポートの実施を当法人は速やかに対応するものとしますが、当法人の状況により翌営業日以降の対応となる場合があります。

（1）内容と種類

- ①本システムに起因する障害の修復
- ②利用者からの操作方法に関する問合せへの回答及び助言

(2) 窓口（連絡先）

電 話：0859-38-7754

E-mail：info@nihon-healthcare-platform.jp

(3) 時間

月曜日から金曜日 9：00～17：00

（土、日、祝日及び年末年始を除く）

第12条（知的財産権の帰属）

本システムに関する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）その他の知的財産権は、すべて当法人又は正当な権利を有する第三者に帰属するものであり、利用者には移転しません。

第13条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関して、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為、犯罪行為
- (3) 相手方又は第三者の権利（著作権、著作者人格権、意匠権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、名誉権等を含むがこれに限られない）を侵害する行為
- (4) ID、パスワードを第三者に使用させる行為
- (5) 本システムに過度な負担をかける行為
- (6) 本システムに不正にアクセスする行為
- (7) 本システムのクラッキング、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル及びこれに類する行為
- (8) 本システムに向けて悪影響を与えるアプリケーション及びソフトウェア等を送信する行為
- (9) 相手方又は第三者に不当な不利益を与える行為
- (10) その他、当法人が不適切と判断する行為

第14条（秘密保持）

1. 当法人及び利用者は、本契約に基づき知り得た、相手方が所有又は管理する技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（電子的な手段を含みます。）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7営業日以内に書面（電子的な手段を含む。）により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」といいます。）を第三者に漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

- (4) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の規定にかかわらず、当法人は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。この場合、当法人は、当該法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を利用者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 4. 当法人及び利用者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面（電子的な手段を含みます。）による承諾を受けるものとします。
 5. 当法人及び利用者は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき当法人が再委託する場合の再委託先を含みます。）の役員及び従業員、親会社及び親会社の子会社並びに弁護士、公認会計士等法令上当然に守秘義務を負う専門家（以下「従業員等」と総称します。）に限り開示するものとし、本契約に基づき当法人及び利用者が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた従業員等に退職後も含め課すものとします。

第15条（解除）

1. 当法人及び利用者は、本規約の一つにでも違反し、相当の期間を定めて違反状態の是正を催告しても当該違反状態が是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 当法人及び利用者は、相手方が次の各号の一つにでも該当したときは、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約の条項の一つにでも違反した場合において、催告後の履行では本契約の目的が達成できない場合
 - (2) 自らの債務不履行により、民事保全手続若しくは民事執行手続を申し立てられ、又は租税滞納処分等の公権力の処分を受けた場合
 - (3) 破産開始若しくは民事再生手続、会社更生及び特別清算の開始の決定を受け、又はこれらの申立ての事実があった場合
 - (4) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 前三号に準じるところの、経済的信用が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があった場合
 - (6) 解散した場合
 - (7) 合併又は営業の重要な部分を譲渡した場合
 - (8) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受け、これにより、本規約の履行が困難と認められる場合
 - (9) その他本契約を継続し難いと認められる相当の事由がある場合
 - (10) 反社会的勢力のおそれがある場合、又は、反社会的勢力との関係が疑われる場合
3. 当法人又は利用者は、前項各号のいずれかに該当する場合又は前二項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。

4. 前項による本契約の解除は、解除をした当事者から相手方への損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第16条（協議事項）

本規約に定めのない事項、並びに本規約における各条項の解釈に疑義を生じた場合は、当法人及び利用者双方が誠意をもって協議し、これを処理解決するものとします。

第17条（規約内容及びサービス内容の変更等）

1. 当法人は、本規約又は本サービスの内容等を変更及び一部廃止することがあります。この場合には、本規約又はサービス内容等は、変更後の内容によります。本規約又はサービス内容等を変更する場合は、当該変更内容及び効力発生時期を当法人が運営するウェブサイト上の掲載又は当法人が定める方法で事前に利用者に通知するものとします。
2. 本規約又は本サービスの内容の変更等の効力発生後、利用者が本サービスを利用した場合は、本規約又は本サービスの変更に同意したものとみなされます。

第18条（損害賠償）

当法人は、自らの責めに帰すべき事由によって利用者に損害を与えた場合、利用者の被った損害について、サービス利用料1年分を上限として損害賠償義務を負うものとします。但し、損害賠償の範囲は、直接かつ現実に受けた通常損害のみとします。

第19条（不可抗力）

当法人は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、通信回線の事故又は通信障害、システムの障害等の発生、通信回線会社の債務不履行、自己の責に帰さないインターネットの不具合、その他自己の合理的な支配の範囲を超える事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については責任を一切負わないものとします。

第20条（権利義務の譲渡禁止等）

利用者は、本契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、あるいは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行うことはできないものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当法人は、次の各号のいずれの一にも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

（1）自ら又は自らの役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること

（2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
2. 利用者及び当法人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当法人は、相手方が前二項各号のいずれかに抵触した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 利用者及び当法人は、前項の規定により本契約を解除したことによって相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第22条（有効期間等）

1. 本契約の有効期間は、利用開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヵ月前までに書面にて本契約終了の申し入れがない場合、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 第5条（本サービスの終了）、第12条（知的財産権の帰属）、第14条（秘密保持）、第15条（解除）第3項及び第4項、第16条（協議事項）、第18条（損害賠償）、第19条（不可抗力）、第20条（権利義務の譲渡禁止等）、第23条（準拠法）並びに第24条（合意管轄）の規定は、本契約の終了又は有効期間満了後も、依然として有効に存続するものとします。

第23条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第24条（合意管轄）

当法人と利用者の間で本契約について訴訟の必要が生じた場合には、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年3月31日 制定

一般社団法人日本ヘルスケアプラットフォーム